

「福島町空家等の適正管理に関する条例」が 4月1日よりスタートします!!

この条例は、「空家」等の所有者等の責務を明らかにするとともに、町民の生命・身体・財産及び生活環境に対する重大な損害の発生の防止を目的としています。

空家など個人の所有物は、所有者が自己の責任で管理するのが基本ですが、町内には危険な空家も多く、それらについては是正するため今回の条例を制定しました。

近所に危険な空家が有るときには・・・

「特定空家」



特定空家等とは

- ①そのまま放置すれば倒壊の危険が有る状態
- ②そのまま放置すれば衛生上有害となる恐れがある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

◎ 町内空家状況

H27年12月現在

空家件数	倒壊の危険有	飛散の危険有
369	33	56

「特定空家」に対する措置の流れ



自分の空家を解体したい時には・・・



役場建設課へ連絡ください。

所有者による解体に対し、費用の「2分の1以下で60万円を限度額」として助成します。

空家除却補助金交付までの流れ



お問い合わせ先

建設課

☎47-3006